

公平競争審査条例

第一章 総則

第1条 公平な競争審査業務を規範化し、市場での公平な競争を促進し、ビジネス環境を最適化し、全国統一大市場を構築するため、「中華人民共和国独占禁止法」などの法律に基づき、本条例を制定する。

第2条 事業者の経済活動に関する法律、行政法規、地方法規、規則、規範的文書及び具体的な政策措置（以下、政策措置という）を起草する場合、行政機関と法律、法規により権限を付与された公共事務管理機能を備える組織（以下、起草部門という）は、本条例の規定に従って公平な競争の審査を実施しなければならない。

第3条 公平な競争の審査業務には、中国共産党の指導を堅持し、党と国家路線の方針政策と策定を貫徹する。

国は、公平な競争の審査を強化し、各事業者が法に基づき生産要素を平等に使用し、市場競争に公平に参加することを保障する。

第4条 国務院は、公平競争審査協調メカニズムを確立し、全国の公平競争審査業務を統一的に調整、協調、指導し、公平競争審査業務における重大な問題を研究、解決し、全国の公平競争審査業務の状況を評価する。

第5条 県クラス以上の地方人民政府は、公平な競争審査業務のメカニズムを確立し、改善し、公平な競争審査業務レベルを保障するとともに、公平な競争審査業務の経費を当該クラス政府予算に計上しなければならない。

第6条 国務院市場監督管理部門は、公平な競争審査制度の実施を指導し、関係部門と地方に公平な競争審査業務の実施を監督する責任を負う。

県クラス以上の地方人民政府市場監督管理部門は、当行政区域における公平な競争審査制度を組織し、実施に責任を負う。

第7条 県クラス以上の人民政府は、公平な競争審査業務の状況を法治政府の構築、ビジネス環境の最適化などの審査評価内容に組み入れる。

第二章 審査基準

第8条 起草部門が起草した政策措置に、以下に掲げる制限或いは市場参入と退出を制限或いは偽装制限する内容が含まれてはならない：

- (1) 市場参入ネガティブリスト以外の業種、分野、事業などに対し違法な審査許可手続きの設置；
- (2) 違法なフランチャイズ経営権の設定或いは付与；

(3)特定の事業者が提供する商品或いはサービス（以下、商品という）の事業、購入或いは使用を制限；

(4)不合理或いは差別的な参入、退出条件の設定；

(5)市場参入と退出に関するその他の制限或いは偽装した制限内容。

第9条 起草部門が起草する政策措置に、以下に掲げる商品、要素の自由な流通を制限する内容が含まれてはならない：

(1)他の地域或いは輸入商品、要素の当市場への参入を制限、或いは当地元事業者の転出、商品、要素の輸出を阻害；

(2)他の地域の事業者に対し当地元での投資事業或いは支社の設立を排除、制限、強制或いは偽装強制；

(3)他の地域の事業者の当地元政府の調達、入札の参加を排除、制限或いは偽装制限；

(4)他の地域或いは輸入商品、要素に対し差別的な課金項目、課金基準、価格或いは補助金の設定；

(5)資格基準、監督管理法執行などの面で他の地域の事業者の現地投資事業に差別的な要件を設定；

(6)その他の商品、要素の自由な流動を制限する内容。

第10条 起草部門が起草した政策措置に、法律、行政法規の根拠がない或いは国务院の許可を得ていない場合、以下に掲げる生産事業コストに影響を及ぼす内容が含まれてはならない：

(1)特定事業者に税収上の優遇措置の付与；

(2)特定事業者に選択的、差別的財政奨励或いは補助金の付与；

(3)特定事業者に要素の取得、行政事業手数料徴収、政府資金、社会保険料などの面で優遇の付与；

(4)その他の生産事業コストに影響を及ぼす内容。

第11条 起草機関が起草した政策措置に、以下に掲げる生産事業行為に影響を及ぼす内容が含まれてはならない：

(1)事業者に独占行為を強制或いは偽装強制、或いは事業者に独占行為を実施するための便宜条件を提供；

(2)法定権限を超え政府指導価格、政府定価を制定し、特定の事業者に優遇価格を提供；

(3)市場調整価格の対象となる商品、要素の価格水準に違法に介入；

(4)その他の生産事業行為に影響を及ぼす内容。

第12条 起草部門が起草した政策措置に、競争を排除、制限する効果を備える、或いは備える可能性があるものの、以下に掲げるいずれかに該当するとともに、公平な競争に及ぼす影響がより小さい代替案がなく、かつ合理的な実施期間或いは終了条件を確定することができる場合、策定することができる：

- (1) 国家の安全と発展の利益を守るため；
- (2) 科学技術の進歩を促進し、国家の自主的なイノベーション能力を強化するため；
- (3) 省エネルギー、環境保護、災害救助などの社会公共の利益を実現するため；
- (4) 法律、行政法規に規定されるその他の情況。

第三章 審査メカニズム

第13条 部門が策定する政策措置は、起草部門が起草段階で公平な競争の審査を実施する。

複数の部門が共同で策定する政策措置は、主幹起草部門が起草段階で公平な競争の審査を実施する。

第14条 県クラス以上の人民政府が策定する或いは当クラスの人民代表大会及びその常務委員会に提出し審議される政策措置は、当クラス人民政府市場監督管理部門が起草部門と協力し起草段階で公平な競争の審査を実施する。起草部門は、初級審査を実施するとともに、政策措置草案と初級審査意見を市場監督管理部門に送付し審査を受けなければならない。

第15条 国は、資格のある地区が地域や部門を跨ぎ公平な競争の審査のメカニズムの構築を模索し構築することを奨励する。

第16条 公正な競争の審査を実施する場合、事業者、業界団体商会などの利害関係者から公正な競争の影響に関する意見を聴取しなければならない。一般公衆の利益に関わる場合、一般公衆の意見を聴取しなければならない。

第17条 公平な競争の審査を実施する場合、本条例に規定される審査基準に基づき、公平な競争への影響を評価した後、審査結論を下さなければならない。

本条例第12条の規定を適用する場合、審査結論において詳細に説明しなければならない。

第18条 政策措置が公平な競争の審査を経ていない、或いは公平な競争の審査を経て本条例第8条から第11条の規定に違反するとともに第12条に規定する情況に適合しないと判断される場合、策定してはならない。

第19条 関係部門と単位、個人は、公平な競争の審査の過程で知り得た国家機密、営業秘密と個人のプライバシーに対し、法に基づきこれを秘密保持しなければならない。

第四章 監督保障

第20条 国務院市場監督管理部門は、公平な競争の審査業務の監督保障を強化し、公平な競争の審査の抜取り検査、通報処理、監督検査などのメカニズムを構築し、改善する。

第21条 市場監督管理部門は、公平な競争の審査の抜取り検査メカニズムを構築し、改善し、関連政策措置の抜取り検査を実施し、検証を経て本条例の規定違反が発見された場合、起草部門に改善を促さなければならない。

市場監督管理部門は、当クラス人民政府に抜取り検査の状況を報告しなければならないが、抜取り検査の結果は一般に公開することができる。

第22条 本条例に規定される政策措置に違反した場合、いかなる単位と個人は、市場監督管理部門に通報することができる。市場監督管理部門は、通報を受けた後、速やかに処理する、或いは関係部門に移送し処理しなければならない。

市場監督管理部門は、通報を受理した電話、私書箱或いは電子メールアドレスを一般に公開しなければならない。

第23条 国務院は、定期的に県クラス以上の地方人民政府の公平な競争の審査業務メカニズムの構築状況、公平な競争の審査業務の実施状況、通報処理状況などに対して監督・検査を実施する。国務院市場監督管理部門は、具体的な実施に責任を負う。

第24条 起草部門が本条例の規定に従って公平な競争の審査を実施せず、市場監督管理部門の督促を経て、期限を過ぎても改善しない場合、一つ上級の市場監督管理部門は、その責任者にインタビューすることができる。

第25条 本条例の規定に従い公平な競争の審査を実施せず、重大な悪影響が生じた場合、起草部門の直接の責任主管人員とその他の直接責任人員に対し法に基づきこれを処分する。

第五章 附則

第26条 国務院市場監督管理部門は本条例に基づき公平な競争の審査の具体的な実施弁法を制定する。

第27条 本条例は2024年8月1日より施行する。

出所：中国政府網

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202406/content_6957050.htm

※本資料は株式会社 KyK インターナショナルの協力の下ジェトロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロ及び株式会社 KyK インターナショナルが保証するものではないことを予めご了承ください。